

2019年ver.

一般職試験（大卒程度）官庁訪問に向けて

7月11日（木）午前9時 開始

2019年度の官庁訪問は、2018年度の官庁訪問のスケジュールから大きく変更となっていますのでご注意ください。

【官庁訪問等スケジュール】

7月										8月							
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	～	2	3	4	5	～	20	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		金	土	日	月		火	
第1次試験合格者発表日	各府省等業務説明会 官庁訪問事前予約開始 訪問開始日	官庁訪問										第2次試験実施期間 官庁訪問禁止					最終合格者発表日 内々定解禁
		※	※	※						※			※				

※人事院地方事務局（所）主催 官庁合同業務説明会（詳細は（2）②参照）

（注）官庁合同業務説明会が開催される日については、主催する地方事務局（所）の管轄区域内にある機関（業務説明会の対象が事務系、技術系又は本府省に限られる場合は、その範囲に限ります。）では、官庁訪問の受付及び選考活動は一切行いません。

（1）官庁訪問事前予約について

7月10日（水）午前9時から、電子メール、ウェブシステム等による官庁訪問の事前予約の受付を行います（事前予約を取らない府省等もあります）。

予約方法等官庁訪問に関する情報につきましては、事前に各府省等のホームページ等でご確認ください。

（2）第1次試験合格者対象業務説明会について

①各府省等業務説明会（職場訪問形式）

7月10日（水）午前10時より職場訪問形式による各府省等業務説明会を全国各地域で開催します。（事前予約不要）

この説明会は、各府省等の職場を直接訪問していただく形式で行うもので、各府省等において業務説明や職場見学等を実施します。

実施内容につきましては、6月中旬頃から各府省等のホームページ等でお知らせします。

②人事院地方事務局（所）主催 官庁合同業務説明会

以下の開催日に、人事院の各地方事務局（所）が主催する官庁合同業務説明会を実施します。実施内容等につきましては、6月中旬頃から主催する地方事務局（所）のホームページ等でお知らせします。

開催日	主催地方事務局（所）
7月12日（金）	北海道、東北（事務系）、近畿、四国、沖縄
13日（土）	東北（技術系）、中部、中国
14日（日）	関東
19日（金）	九州
8月4日（日）	関東（本府省）

官庁訪問では何をするのですか？

官庁訪問は、第1次試験を合格された受験者の皆さんが、志望府省等を訪問し、業務説明や面接などを受けるものです。民間企業で言うところのまさに「採用選考活動」であり、面接等を通じて、志望する府省等と皆さんとのマッチングが行われます。

また、各府省等の職員から直接業務説明や経験談を聞くことができ、質問などを通じて事前には分からなかった情報を手に入れたり、職場の雰囲気を感じ取ることもできます。

遠方からの訪問なのですが、訪問開始時期が遅れても大丈夫ですか？

遠方からの訪問、民間企業の面接等、授業、試験、留学、教育実習等の事情がある場合は、訪問開始時期が遅れたり、訪問できない日時があっても不利益な取り扱いはしません。申出があれば訪問日時等を柔軟に配慮しますので、各府省等にご相談ください。

どのように対策したら良いですか？

まずは、志望動機を再確認し、自分の言葉で説明できるようにしておきましょう。

また、今までどのような経験を積み、どのような能力を培ったのか、どのような考え方の下でどのような行動をとってきたのかなどについて、よく思い出しておくと思いいます。

その他、訪問する府省等の興味のある政策等について、自分なりの問題意識や考え方を整理しておく、落ち着いて面接などに臨むことができるのではないのでしょうか。

なお、志望する府省等の官庁訪問に関する情報をホームページ等でチェックし、持ち物や事前に用意するものなどをしっかり確認するようにしてください。

官庁訪問に臨むにあたって大切なことは何ですか？

「内々定」は決してゴールではなく、職業生活はそこからがスタートです。

自分の本心と異なることを述べて内々定を得ても仕方ありません。

自分が本当にしたい仕事は何か、どういう職場で働きたいかなど、自分に偽りのない判断軸を持ち、各府省等の話をしっかりと受け止め、最善の選択を行うよう心掛けてください。

また、時には特定の府省等にこだわらず、広い視野をもって柔軟に対応していくことも必要です。

人生における大きな決断の場面です。悔いの残らないように官庁訪問を乗り越えてください。

**内々定を2つ以上の府省等からもらうことはできません。
内々定後は他の府省等に訪問することはやめましょう。**

官庁訪問ルールに関する通報

次のような事例は「官庁訪問ルール」に違反するおそれがあります。

万一そのような場合がありましたら、**速やかに人事院に通報**してください。

- ✓ 官庁訪問禁止期間中であるにもかかわらず、担当者から官庁訪問を求められた。
- ✓ 深夜（22時以降）まで待たされる、深夜に長時間の電話をされるなど、過度な拘束を受けた。

STOP!

本チラシは、各省庁人事担当課長会議申合せにより決められた「官庁訪問ルール」の内容に沿った官庁訪問の方法をわかりやすく説明したものです。「官庁訪問ルール」の詳細は人事院HP「国家公務員試験採用情報NAVI」で確認してください。

人事院人材局企画課

TEL 03-3581-5311 (内線)2312,2316 03-3581-5314(直通)

※受付時間 9:30~17:00 (土日祝を除く)

国家公務員試験採用情報NAVI <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

※「国家公務員試験採用NAVIに関するお問い合わせ」からご連絡ください



(2019年3月作成)